

平成24年11月
国土交通省自動車局

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の 一部改正について（概要）

1. 概要

「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」によりまとめられた、夜間・長距離運行する貸切バスの交替運転者の配置基準を踏まえ、以下の内容について、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正を行います。

〔夜間・長距離運行する貸切バスにおける交替運転者の配置基準〕

夜間運行^(※1)する貸切バスは、運転者1人の1日の運行距離が、実車距離^(※2)で400kmを超える場合は、交替運転者を必要とすることとします。

ただし、以下のイ又はロのいずれかの条件に該当する場合は、実車距離が500kmを超える場合に交替運転者を必要とすることとします。

イ 事業者が別紙に掲げる特別な安全措置を満たしている場合であって、1人の運転者の乗務時間^(※3)が10時間を超えない場合

又は

ロ 事業者が運転者に与える休息期間及び休憩が以下のいずれにも該当する場合

- ① 運行直前の休息期間が11時間以上であること。
- ② 連続運転時間を概ね2時間以内とし、運転時間概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること。
- ③ 最低1回は、実車距離400km未満の経路における適切な仮眠施設^(*)において、仮眠をするための連続1時間以上の休憩を確保していること。

(*)・・・運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設（車内のリクライニングシート、床下仮眠施設等を含む。）。

(※1)「夜間運行」・・・最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。

(※2)「実車距離」・・・利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体が設定した起点から終点までの距離をいう。

(※3)「乗務時間」・・・当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。

2. 適用開始時期

本年12月1日（土）から適用する。

事業者による特別な安全措置

以下の特別な安全措置を講じ、その内容について公表を行っていること。

1. 以下の事項を全て満たしていること

- ① 運行するバスに関し、遠隔地の点呼（ドライバーが所属する営業所ではなく、遠隔地において受ける点呼）において、担当の運行管理者が行う電話点呼に、他の運行管理者又はその補助者が運転者に立ち会っていること、又はITを活用した点呼を行っていること
- ② 運行するバスにデジタル式運行記録計（デジタコ）を装備し、それを用いた運行管理、デジタコのデータに基づく運転者指導を行っていること
- ③ 運行計画において、連続運転時間を概ね2時間とし、概ね運転時間2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること
- ④ 運行直前の休息期間が11時間以上であること

2. 上記1. に加え、以下の事項の内のいずれかを満たしていること

- ① 日本バス協会から有効な安全性評価認定を受けていること
- ② 安全運行協議会が設置され、その発意に基づき、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、常時又は抜き打ちで調査が行われていること
- ③ 明文化された高速バス運転者の育成プログラムを有していること
- ④ ドライブ・レコーダーを用いて、運転者指導を行っていること
- ⑤ 運行するバスに、衝突被害軽減ブレーキが装着されていること
- ⑥ 運行するバスに、車線逸脱警報装置が装着されていること
- ⑦ 運行するバスに、居眠りを感知できる装置が装着されていること
- ⑧ 運行管理者が24時間にわたって運行中に営業所に常駐して運転者をサポートする体制を敷いていること